

中央大通り賑わい拠点整備設計（基本設計・実施設計）業務仕様書

1 業務名

中央大通り賑わい拠点整備設計（基本設計・実施設計）業務

2 業務目的

佐賀市は、中心市街地の持続的な賑わい創出を目指し、「佐賀市中心市街地活性化基本計画」の実践プログラムとして、「佐賀市中央大通り再生計画」に基づき、佐賀駅周辺エリアと4核構想エリアを結ぶ中心軸「中央大通り」の活性化に継続して取り組んでいる。

この取組をさらに深化させるため、令和3年度に策定した「佐賀市中央大通りの未来ビジョン」の実現に向け、中央大通りのほぼ中央に位置するT O J I N茶屋跡地を新たな賑わいの核として位置付けている。

本業務は、中央大通り賑わい拠点整備基本計画を踏まえ、日常の滞在や活動と特別な日の賑わいがつながる、中央大通りにひらかれた新たな賑わい拠点の実現に向けて、必要な基本設計及び実施設計を行うことを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

※ただし、本業務の実施においてやむを得ない事由により、佐賀市議会において、翌年度への予算の繰越しが認められた場合は、相応の期間延長を行うことがある。

4 整備予定地の概要等

(1) 位置

佐賀市唐人二丁目141番、141番2、142番、143番、144番、158番

(2) 敷地面積 約964.65㎡

(3) 用途地域 市街化区域

(4) 容積率 500%

(5) 建ぺい率 80%

(6) 整備スケジュール（予定）

- ・令和8年度 基本設計・実施設計、準備工事
- ・令和9年度 準備工事
- ・令和10年度 整備工事
- ・令和11年度 整備工事、供用開始

5 業務内容

業務内容は以下に掲げる項目である。

- (1) 中央大通り賑わい拠点整備に係る基本設計・実施設計

詳細は別紙「設計業務特記仕様書」のとおり

- (2) その他業務内容の遂行のために必要な業務

6 資料等の貸与

委託者は、所有する資料のうち当該業務に必要なものは、受託者に貸与するものとする。受託者は、これを適切に管理し、業務完了後は速やかに返却するものとする。

7 工程管理

受託者は、業務工程表に基づき、適切に工程の管理を行うとともに、委託者に進捗状況を常に報告するものとする。

8 完了検査等

業務完了後、受託者は委託者の完了検査を受けるものとし、修補等の指示があった場合には、速やかに対応し、その確認を受けるものとする。また、完了後も受託者の瑕疵により修正、追加資料作成等が必要な場合は、受託者の費用においてこれを行うものとする。

9 成果品

別紙「設計業務特記仕様書」のとおり

10 納品場所

佐賀市経済部中心市街地振興室（佐賀市栄町1番1号）

1.1 所有権及び著作権

成果品及び調査過程で得た事項の所有権及び著作権は、委託者に帰属するものとする。

1.2 守秘義務

受託者は、本業務により知り得た事項を他に遺漏してはならない。

1.3 その他

本仕様書並びに委託契約書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定めるものとする。